

BYOD等用ネットワークシステム利用基準

令和3年2月15日

2 教総策第1125号

総務部長決定

第1 総則

1 目的

この利用基準は、都立学校教育用ネットワークシステム管理運用要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その管理及び運用に関する基準を定め、BYOD等用ネットワークシステム（以下「BYOD等ネットワーク」という。）の適切な運用を図ることを目的とする。

2 用語の定義

以下の規程に掲げる用語を適用する。

- (1) 東京都電子情報処理規程（平成3年東京都訓令第127号）
- (2) 東京都サイバーセキュリティ基本方針及び関連規定（以下「サイバーセキュリティポリシー」という。）
- (3) 要綱

第2 利用対象者

利用対象者は、学校の教員及び児童・生徒等とする。

教員以外の教職員、デジタルサポーター及び外部講師等は、情報システム管理者が教育上必要と認めた場合に限って、BYOD等ネットワークを利用することができる。

第3 BYOD等ネットワークの運用

1 パスワード管理

ユーザは、BYOD等ネットワークIDのパスワードを他人に知られることがないように、適切に管理しなければならない。

2 指定ソフトの稼働義務

ユーザは、情報システム管理部門が次に示すソフトウェアの導入に努めなくてはならない。

- (1) アンチウイルスソフトウェア
- (2) その他別に定めるもの

第4 BYOD等ネットワークへの接続及び管理

1 機器の設置及び管理

ユーザ部門は、BYOD等ネットワークへ接続する機器の設置及び管理をユーザ部門

の責任において行わなければならない。

2 BYOD等ネットワークに接続できる機器

BYOD等ネットワークに接続できる機器は、ユーザ部門が調達、設置、維持及び運用する学校調達機器、児童・生徒等所有電子機器、都立GIGAスクール端末及びその他情報システム管理者が認めた端末で、BYOD等ネットワークの正常な稼働に影響を与えないものとする。

3 BYOD等ネットワークへの接続要件

要件は、次のとおりとする。

- (1) 機器及びソフトウェア管理が適切に行われること。
- (2) コンピュータウイルスの脅威に対し適切かつ継続的に保護されていること。
- (3) その他、システム管理部門が個別に付した条件に適合していること。

第5 BYOD等ネットワークIDの管理等

1 IDの管理

ユーザ部門は、システム管理者から配布されたBYOD等ネットワークID及びパスワードの管理を行うこと。BYOD等ネットワークIDの管理にあたっては、管理簿を作成し、ユーザとIDの管理を適正に行うこと。

2 管理運用

その他、ユーザ部門が行う管理運用業務については、別に定める。

第6 セキュリティ対策

1 サイバーセキュリティポリシーの遵守

BYOD等ネットワークの利用に当たっては、東京都電子情報処理規程第34条の2（情報セキュリティ対策の基本）の規定による東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準を遵守し、必要なセキュリティ対策を講じなければならない。

2 障害や不正利用等の対応

ユーザ部門は、BYOD等ネットワーク全体に関わる障害や、不正利用等を覚知したときは、遅滞なく情報システム管理部門へ報告する。

3 コンピュータウイルス対策

ユーザは、ウイルス対策ソフトウェアのウイルスパターンファイルが、常に最新のものに更新されていることを確認しなければならない。

4 禁止事項

ユーザは、システム管理者が許可したものを除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供する行為

- (2) BYOD等ネットワークを業務及び教育目的以外（私的）に利用する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 誹謗中傷に当たる行為
- (5) プライバシー、著作権を侵害する行為
- (6) その他、システム管理者が禁止する行為

第7 インターネット接続

1 利用上の注意点

インターネットを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 利用は業務上及び教育上必要な場合に限ること。
- (2) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- (3) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (4) データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意すること。
- (5) 業務及び教育上の理由によりデータベース検索等有料のサイトを利用する必要がある場合は、ユーザ部門で契約及び費用負担等の措置を講じること。
- (6) 業務及び教育上の理由により、閲覧を制限しているサイトへの閲覧を希望する場合には、システム管理部門へ申請すること。なお、システム管理部門は、BYOD等ネットワーク全体への影響を考慮し、当該申請を許可しない場合がある。

2 利用の制限及び停止

システム管理者は、ユーザが前項に定める事項に違反した場合又はシステム管理者が不適切な利用と判断した場合、該当ユーザ又は該当ユーザが属するユーザ部門全体のインターネットの一部若しくは全部の利用を制限又は停止することができる。また、システム管理者は、不適切な利用の事実について、ユーザ名やユーザ部門名称を公開することができる。

第8 委任

この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、令和3年2月15日から施行する。

附則

この基準は、令和3年3月19日から施行する。

附則

この基準は、令和4年9月30日から施行する。